



悪質商法にご注意

【悪質商法とは】



いわゆる「悪質商法」とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

その手口はさまざまで、悪質業者は巧みな方法であなたの大切な財産を狙っています。



【被害に遭わないためのポイント】

- ①突然訪問してきた業者には安易に点検させない。家に入れない。
⇒「点検」は家に入るための口実です。執拗に迫られてもきっぱり断りましょう。
- ②すぐに契約せず複数の業者から見積もりを取るなど十分に検討する。
⇒知り合いや信頼できる業者に見てもらい、本当に工事が必要なのか確認しましょう。
- ③保険が利用できるというトークには気をつける。
⇒自分で損害保険会社等に連絡し、保険金の支払い対象となるか確認しましょう。
- ④クーリング・オフや契約の取消しができる場合もある。
⇒訪問販売の場合、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフが可能。
- ⑤困ったときは、家族や警察、相談機関等に相談する。
⇒契約する前に家族や最寄りの警察、消費生活センター等に相談しましょう。



5月は自転車安全月間です！

期間：5月1日(木)から5月31日(土)まで

①自転車は「車両」です。交通ルールとマナーを守り安全に利用しましょう！

→自転車安全利用五則を実行しよう。

②ヘルメットを着用しましょう！

→全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。

→自転車乗車中の死亡事故のうち、約5割が、「頭部」に致命傷を負っています。

③「損害賠償責任保険」に加入しましょう！

→自転車も自動車と同様、交通事故の加害者になってしまうと多額の損害賠償が発生する可能性があります。

④幼児同乗用自転車を安全に利用しましょう！

→幼児を自転車の幼児用座席に乗せる際は、ヘルメットやシートベルトを着用させましょう。



広報

トキの里

発行
佐渡警察署
TEL 0259-55-0110
潟上駐在所

